

冬季休業を迎えるにあたっての感染防止対策について

今年の冬は、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行が心配されています。生徒の皆さんは、冬季休業期間中も継続して感染防止対策に取り組んで下さい。特に、この休みに大学訪問や企業訪問、帰省などで県外への移動を予定している皆さんは、下記の感染防止対策を再度確認し、慎重に行動してください。保護者の皆さまにも、何卒ご理解・ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

○感染防止対策について

- ・三つの密(密閉、密集、密接)の回避、感染防止距離の確保、マスク着用、手洗いの励行等を徹底すること。
- ・感染リスクの高い場所への立ち入りはしないこと。
- ・毎日の検温を記録するとともに、体調不良の場合は外出等を控えること。
- ・自身の行動を記録しておくこと。(いつ、どこで、誰と会ったかも記録)

○「健康観察表・行動記録表」(全員)、「県外訪問時報告書」(該当者)の提出

- ・全員が、冬季休業中の記録表を始業日に提出してください。
- ・鳥取県が定める感染警戒地域を訪問した人は、「県外訪問時報告書」を始業日に提出してください。訪問先の状況は、鳥取県の公式ホームページで確認してください。

以上

～保護者の皆さまへお願い～

次に該当する場合は、学校までご連絡ください。

- ・生徒がPCR検査を受検するとき(検査前と検査結果判明後)
- ・生徒が濃厚接触者と判断されたとき
- ・生徒の同居家族等が感染したとき、または濃厚接触者と判断されたとき

濃厚接触者と特定された場合の対応

1 生徒が濃厚接触者に特定された場合

→感染者と最後に接触した日から起算して2週間、その生徒を出席停止とします。

2 生徒の同居人(家族)が濃厚接触者に特定された場合

→生徒は、体調に問題がなければ登校する。

ただし、生徒・保護者から登校への不安等があれば、学校へ相談してください。